

議題第3号

区域区分制度の評価・検証にあたっての基本的考え方

区域区分制度の評価・検証にあたっては、「第6版 都市計画運用指針（平成20年12月国土交通省）」等※1に示された指標の収集・解析の成果を踏まえつつ、下記の視点によって行うものとする。

記

プロセス（1） 桜川市の目指す将来都市像とは何か。
また、将来都市像を実現するための具体的施策等とは何か。

プロセス（2） 施策等の実施にあたって、現行制度に具体的支障があるのか。
（区域区分制度の具体的課題点・改善点とは何か。）

プロセス（3） 具体的支障は、現行制度の運用の改善では対処できないのか。
（地区計画制度・区域指定制度等では対処できないのか。）

プロセス（4） 桜川市において、真に望ましい都市計画制度とは何か。
また、変更後の都市計画制度には、別の支障は生じないのか。

※1. 「第6版 都市計画運用指針（平成20年12月 国土交通省）」等※1に示された指標とは、別紙に掲げる指標とする。ただし、本委員会における議論を踏まえて指標を追加することを妨げない。